

磯焼け対策に関する令和5年度を取組概要

1 藻場消失実態調査

新たな消失の発生に早期に対処するため、内房や外房海域で藻場消失の兆候がみられる地先において、海藻及び食害生物の分布状況を調査するとともに藻場衰退の原因を推定し、漁業者へ保全・回復対策の指導を行います。

2 藻場保全・回復対策

一部海域で磯焼けが確認されている外房海域において、漁業者による藻場消失防止対策の実施体制を構築するため、漁業者と共に藻場のモニタリング及び植食性魚類の駆除を実施します。また、藻場衰退が著しい内房海域においては、藻場の回復を図るため、漁業者が実施する取組に必要な資材等に対し支援します。

3 藻場保全・回復対策強化（新規）

急速に拡大する磯焼けに対してより効果的な対策手法を確立し、漁業者による効率的・効果的な取組につなげるため、藻場の回復や植食性魚類の駆除に関する新たな取組について県が実証実験等を実施します。

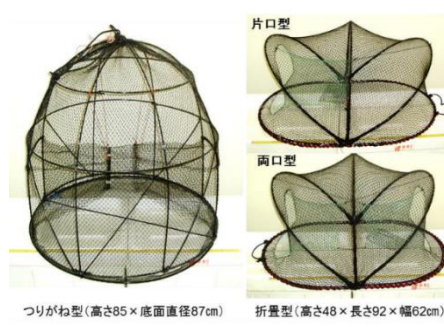


図1 アイゴ漁獲試験に用いた雑魚籠3種

植食性魚類の駆除に関する取組（カゴによるアイゴの漁獲）

※左図：第3版 磯焼け対策ガイドライン（水産庁） 右図：長崎県における磯焼け対策ガイドラインより引用